

2023.6.22

「殺傷」装備品輸出 与党協議

武器輸出緩和を巡る主な論点

現在の要件	緩和の論点
範囲 輸出可能な 救難、輸送、警戒、監視、掃海の5類型に限定。従来は殺傷能力のある武器は輸出できないと解釈	5類型を撤廃もしろくは追加し、殺傷武器も含め幅広い輸出解禁に踏み切るか
第三国開発と 共同開発では殺傷能力のある戦闘機の技術なども輸出可能。第三国への移転は日本の同意が必要	次期戦闘機をはじめ国際共同開発品の第三国への移転条件を緩和するか
部品 殺傷能力のある武器の部品についても明確な記述なし	F15戦闘機のエンジンなどの輸出も可能にするか
対象国 平和貢献や国際協力、日本の安全保障に資する場合	侵略を受ける国などへの輸出も容認するか

柳沢協二さんの
ウォッチ
安全保障

元内閣官房副長官補

紛争助長しかねない

与党協議では殺傷能力のある武器の輸出を解禁する議論している。「同志国」や侵略を受けた国、潜在的な紛争国を対象にすれば実質的な当事者になり、武力をで解決する道を選ぶのか、武力によらず外なる。

「平和国家」損なう

国際環境が激変し、戦争の危機が現実に高まっているからこそ、紛争を助長せず、和平解決を目指すことが平和国家としての価値がある。日本はその道を貫くべきだが、殺傷能力のある武器の輸出解禁は武力で紛争を解決するとの方向に傾くことになる。

武器を周辺に輸出して日本安全保障環境を良くし

防衛装備品の輸出ルールを定めた「防衛装備移転三原則」の要件緩和に向けた自民、公明両党の与党協議が二十一日、国会で開かれ、意見集約に向けた論点整理に着手した。主な論点は、殺傷能力のある武器も含め、輸出を認める対象を拡大するかどうか。殺傷武器の輸出が解禁されれば、日本の武器で海外で死者が出る可能性があり、憲法に基づく平和主義を逸脱しかねない。

(川田篤志)

戦闘機の第三国移転も視野

在、「日本の安全保障に資する場合」などに限られており、殺傷武器の輸出はできないと解釈してきた。一方、公明は「整理が必要だ」として慎重な立場で、今後の焦点となる。

付けている。次期戦闘機に付けるのは、意見集約はさうにしたが、意見集約はさうに時間がかかる見通し。

会後も議論を継続し、今月中に論点整理を終えたいきは明確ではない。

自民、公明両党は国会閉会後も議論を継続し、今月一週間では第三国に移転する場合、目的外使用などを防ぐため日本的事前同意を義務づけた。これは、政府や自民党に

日本の武器で死者の恐れ



防衛装備移転三原則 2014年4月

に当時の安倍内閣が決定した防衛装備品

の輸出ルール。

国際共同開発や輸出拡大に向

け、従来の禁輸政策を撤廃した。輸出や供与の

条件を国際協力や日本の安全保障に資すること

として、国連安全保障理事会決議に違反する場合

や安保理が措置を取つてゐる紛争当事国には禁

じた。運用指針では、殺傷能力を持つ武器の輸

出を共同開発・生産をする相手国に限定。殺傷

能力がない装備は、救難、輸送、警戒、監視、掃海の計5分野について認めている。

の畠山澄子氏は「戦争では市民が巻き込まれ犠牲になる。国際協力や平和貢献をめぐらしくして、殺傷能力のある武器の輸出を進めるのは、一般の人をあざむく行為だ」と批判した。

防衛装備品の輸出ルールを定めた「防衛装備移転三原則」の要件緩和に向けた自民、公明両党の与党協議が二十一日、国会で開かれ、意見集約に着手した。主な論点は、殺傷能力のある武器も含め、輸出を認める対象を拡大するかどうか。殺傷武器の輸出が解禁されれば、日本の武器で海外で死者が出る可能性があり、憲法に基づく平和主義を逸脱しかねない。

付けている。次期戦闘機に付けるのは、意見集約はさうにしたが、意見集約はさうに時間がかかる見通し。

会後も議論を継続し、今月一週間では第三国に移転する場合、目的外使用などを防ぐため日本的事前同意を義務づけた。これは、政府や自民党に

の畠山澄子氏は「戦争では市民が巻き込まれ犠牲にな

る。国際協力や平和貢献をめぐらしくして、殺傷能力のある武器の輸出を進めるのは、一般の人をあざむく行

為だ」と批判した。

の畠山澄子氏は「戦争では市民が巻き込まれ犠牲にな

る。国際協力や平和貢献をめぐらしくして、殺傷能力のある武器の輸出を進めるのは、一般の人をあざむく行

為だ」と批判した。

の畠山澄子氏は「戦争では市民が巻き込まれ犠牲にな

る。国際協力や平和貢献をめぐらしくして、殺傷能力のある武器の輸出を進めるのは、一般の人をあざむく行

為だ」と批判した。

の畠山澄子氏は「戦争では市民が巻き込まれ犠牲にな